

第2回施設部会 意見、指摘事項とその対応

番号	意見区分	ページ行	意見の内容等	対応の有無	対応状況	備考(理由等)
	公共施設の見直し指針	P2 21行	見直しの視点 1. <u>公の施設</u> 「(8)利用に係る市民一人あたりのコスト比較により、使用料等の受益者負担は適切か」  ・具体的な基準があるのか。 ・施設ごとに設定の経緯が異なっているので、具体的すぎて難しくなるのでは。	有	御意見を参考に 「(8)利用に係る市民一人あたりのコスト比較により、使用料等の受益者負担は適切か」  「(8)収支のバランスや「負担の公平性」の観点から、使用料の設定は適切か」に修正	ここでは、公の施設の利用にあたっては、利用者と利用しない人との間での「負担の公平」を考慮する必要があり、受益者負担を図るため、利用者に応分の負担を求める適正な使用料設定の必要性までにとどめさせていただきます。
		同上	見直しの視点 1. <u>公の施設</u> 「(8)利用に係る市民一人あたりのコスト比較により、使用料等の受益者負担は適切か」  算定原価としては、イニシャルコスト(建設費)とランニングコスト(維持管理費)があるが、その整理が必要である。	無	「見直しの視点」としては、そこまで踏み込むべきではないと考えます。 (実際の原価の算定にあたっては、整理が必要と考えます。)	使用料は、施設の維持管理の費用として使用されたことを、同じ会計年度の決算報告で明らかにする必要があります。そうすることで、使用料と費用の歳入と歳出の関係が明確となります。 職員の人件費や光熱水費などの維持管理費は、施設を利用した年に費用と支払いが発生します。そのため、使用料をその支払いに充当したことが明確になるので、受益者負担に適しています。 建設費は、費用の発生と支払い時期が一致せず、使用料が建設費に必ずしも充当されない可能性もあり、受益者負担よりは、広く税で負担する公費負担が適していると考えられます。さらに、資金の調達方法(国県補助金や起債)が施設により異なり、各施設間の料金設定の均一性を保つ上でも、公費負担が適していると考えられます。
	公共施設の見直し指針	P3 7行	見直しの基本的な方向性 1. <u>公の施設</u> 「(3)施設の利用又は管理が利用実態に合わない施設は、利用方法の変更又は管理運営方法の見直しを行う。」  「利用が利用実態に合わない」、「管理が利用実態に合わない」はあり得ない。	有	御意見を参考に 「(3)施設の利用又は管理が利用実態に合わない施設は、利用方法の変更又は管理運営方法の見直しを行う。」  「(3)利用実態に合わない設置目的は、適切に見直す。」に修正	
	公共施設の見直し指針	P3 13行	見直しの基本的な方向性 1. <u>公の施設</u> 「(5)引き続き存続する施設については、サービスの向上と経費の削減など経営努力を一層徹底する。」  利用しやすい時間帯や開館日の設定等、利用者の立場に立ったサービスの向上ということで、もう少し具体化しては。	有	御意見を参考に 「(5)引き続き存続する施設については、サービスの向上と経費の削減など経営努力を一層徹底する。」  「(5)引き続き存続する施設については、利用者ニーズに対応した柔軟な運営と経費の削減など経営努力を一層徹底する。」	